

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ヶ原町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

関ヶ原町長

## 公表日

令和4年1月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥予防接種健康被害救済に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバー端末に直接照会及び提供内容を入力することで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li><li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li><li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10、別表第1項番93の2、主務省令第10条及び67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号及び別表第2 16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項 別表第2省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第9号及び別表第2 16の2の項、第16の3項、第115の2の項 別表第2省令第2条の2、第12条の2の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保関ヶ原診療所 医療保健課
②所属長の役職名	国保関ヶ原診療所 医療保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	国保関ヶ原診療所 医療保健課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	国保関ヶ原診療所 医療保健課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H28.9.16	I 5.②所属長	住民課長 河島 玲子	住民課長 三宅 芳浩	事後	
H28.9.16	II 1.いつの時点の計数か	平成26年8月25日時点	平成28年4月1日時点	事後	
H28.9.16	II 2.いつの時点の計数か	平成26年8月25日時点	平成28年4月1日時点	事後	
H29.4.1	I 5.①部署	住民課長 やすらぎ	健康増進課	事後	
H29.4.1	I 5.②所属長	住民課長 三宅 芳浩	健康増進課長 澤 孝一	事後	
H29.4.1	I 7.請求先	関ヶ原町住民課 やすらぎ	関ヶ原町健康増進課	事後	
H29.4.1	I 7.請求先	関ヶ原町住民課 やすらぎ	関ヶ原町健康増進課	事後	
H31.1.8	I 4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19	事後	
R2.3.31	II 1. いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
R2.3.31	II 2. いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.3.15	I 1②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバー端末に直接照会及び提供内容を入力することで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥予防接種健康被害救済に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバー端末に直接照会及び提供内容を入力することで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	事後	
R3.3.15	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19、別表第2項番115の2	事後	
R3.3.15	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19、別表第2項番115の2	事後	
R3.6.1	I 5.①部署	健康増進課	国保関ヶ原診療所 医療保健課	事後	
R3.6.1	I 5.②所属長	健康増進課長	国保関ヶ原診療所 医療保健課長	事後	
R3.6.1	I 7.請求先	関ヶ原町健康増進課	国保関ヶ原診療所 医療保健課	事後	
R3.6.1	I 7.請求先	関ヶ原町健康増進課	国保関ヶ原診療所 医療保健課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.6.15	I 3. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19、別表第2項番115の2	<p>(情報照会の根拠)  番号法第19条第7号及び別表第2 16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項  別表第2省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>(情報提供の根拠)  番号法第19条第7号及び別表第2 16の2の項、第16の3項、第115の2の項  別表第2省令第2条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.8.20	I 1②事務の概要	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理  ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力  ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答  ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答  ⑤予防接種実費徴収  ⑥予防接種健康被害救済に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバー端末に直接照会及び提供内容を入力することで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理  ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力  ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答  ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答  ⑤予防接種実費徴収  ⑥予防接種健康被害救済に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバー端末に直接照会及び提供内容を入力することで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	事後	
	I 1.③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.8.20	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10、別表第1項番93の2、主務省令第10条及び67条の2	番号法第9条第1項、別表第一項番10、別表第1項番93の2、主務省令第10条及び67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事前	
R4.1.5	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10、別表第1項番93の2、主務省令第10条及び67条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項、別表第一項番10、別表第1項番93の2、主務省令第10条及び67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
R4.1.5	I 4. ④法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項 別表第2省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2の項、第16の3項、第115の2の項 別表第2省令第2条の2、第12条の2の2、第59条の2	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号及び別表第2 16の2の項、第17の項、第18の項、第19の項、第115の2の項 別表第2省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供の根拠) 番号法第19条第9号及び別表第2 16の2の項、第16の3項、第115の2の項 別表第2省令第2条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	